

グループホームはあとふるマキノ 重要事項説明書

1. 事業者の概要

法 人 名	社会福祉法人高島市社会福祉協議会
法 人 所 在 地	滋賀県高島市新旭町北畑45番地1
代 表 者 名	会長 西村 陽子
T E L	0740-28-7230
F A X	0740-28-7231

2. 事業所の概要

事 業 所 名	グループホームはあとふるマキノ
サ ー ビ ス 種 類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
所 在 地	滋賀県高島市マキノ町新保1095番地
T E L	0740-27-1823
F A X	0740-27-8058
サービス事業所番号	2572200018
管理者及び連絡先	清水 和枝 0740-27-1823
事業の実施地域	高島市内全域
営業日 営業時間	365日 24時間
利用定員	9人

3. 事業所の職員体制

（令和8年1月現在）

職 員（職 種）	人 数	職務内容
管理者	常 勤 1名	サービスの統括
介護支援専門員（管理者兼務）	常 勤 1名	計画作成業務 相談業務
介護職員（介護福祉士）	常 勤 6名	日常生活の介護
介護職員	常 勤 1名	
介護職員	非常勤 1名	

4. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金

当事業所では利用者に対して以下のサービスを提供させていただきます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常の場合利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体のうち介護保険負担割合証に記載の割合で計算した金額となります。(利用料金表の通り。)

- ①食事
- ②入浴
- ③排泄
- ④機能訓練
- ⑤健康チェック

ただし、「償還払い」となる場合には、一旦、利用者が10割を支払い、その後、市に対して保険給付9割または8割または7割を請求することになります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、全額が利用者の負担となります。(利用料金表の通り。)

- ① 食材費
- ② 光熱水費および管理費
- ③ 居室使用料
- ④ その他サービス提供時に必要となった場合の日用品費等の実費
- ⑤ 退所にあたり、居室の設備、器具等に交換、修繕を要する場合の費用

(3) サービス利用料金

サービス利用料金は別紙利用料金表のとおりです。

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- ①自動口座引落（ご指定の金融機関から月1回引落します。）
- ②現金による支払い

5. 相談窓口・苦情対応

サービスに対する相談や苦情については次の窓口で対応します。

相談・苦情 対応窓口	電 話 番 号	0 7 4 0 - 2 7 - 1 8 2 3
	F A X 番 号	0 7 4 0 - 2 7 - 8 0 5 8
	管 理 者	清水 和枝
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時30分

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

高島市役所 健康福祉部	所 在 地	滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高齢者支援局 介護保険課	電話番号	0 7 4 0 - 2 5 - 8 0 2 9
	FAX番号	0 7 4 0 - 2 5 - 5 4 9 0

滋賀県	所 在 地 滋賀県大津市中央4丁目5番地9
国民健康保険団体連合会	電話番号 077-510-6605 (相談・苦情受付専用)
	FAX番号 077-522-2628

6. 運営推進委員会の設置

当事業所では、サービスの実施にあたり、サービスの実施状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進委員会を設置しています。

<運営推進委員会>

構 成：利用者及び利用者の家族の代表、地域住民の代表、市職員等

開 催：隔月で開催

会議録：委員会の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

7. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

名 称：マキノ病院

診療科：内科

所在地：高島市マキノ町新保1097番地

TEL：0740-27-0099

名 称：林歯科医院

診療科：歯科

所在地：滋賀県高島市マキノ町蛭口1362番地

TEL：0740-27-1533

8. 緊急時の対応

サービス実施中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	☒ 無	実施した評価機関の名称	
実施した直近の年月日			評価結果の開示状況	

11. その他

重要事項説明書に記載したサービスに係る主要な事項について変更が生じた場合、本人の同意、確認を得ます。

令和 年 月 日

(本 人) 住所 滋賀県高島市

氏名

(上記代理人 代理人を選任した場合)

住所

氏名

(事業者) 法人名 社会福祉法人高島市社会福祉協議会

法人住所 滋賀県高島市勝野 2 1 5 番地

代表者名 会 長 ㊞

サービスの契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業所住所 滋賀県高島市マキノ町新保 1 0 9 5 番地

事業所名 グループホームはあとふるマキノ

説明者 ㊞

重要事項説明書（別表）
利用料金表（1割負担）

令和7年4月改定

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

サービス利用にかかる利用者負担額は次のとおりです。

●入所サービス利用料

（日 額）

		介護度	①基本単位	②基本料金 ①基本単位数 × 地域加算率10.14	③保険給付 ②基本料金の9割 （端数切捨）	④利用者負担額 ②基本料金－ ③保険給付
介護予防認知症対応型共同生活介護		要支援2	761単位	7,716円	6,944円	772円
認知症対応型共同生活介護Ⅰ（1ユニット）		要介護1	765単位	7,757円	6,981円	776円
		要介護2	801単位	8,122円	7,309円	813円
		要介護3	824単位	8,355円	7,519円	836円
		要介護4	841単位	8,527円	7,674円	853円
		要介護5	859単位	8,710円	7,839円	871円
初期加算		※入居した日から30日以内の期間	30単位 /日	304円	273円	31円
夜間支援体制加算	(I)	※見守り機器を利用者数の1/10以上設置 ※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減し資する方策を検討するための委員会置、検討	50単位 /日	507円	456円	51円
入院時費用		入院期間中の体制 ※入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる時やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に円滑に入居できる体制を確保している ※1月に6日を限度として最大で連続して13泊（12日）分	246単位 /日	2,494円	2,244円	250円
協力医療機関連携加算	(I)	入居者の現業歴等の情報共有を行う会議を定期的に関催する	100単位 /月	1,014円	912円	102円
医療連携体制加算	(I) ハ	※協力病院、訪問看護事業所と連携をとり、入所者の日常的な健康管理や適切な指導、援助を行う	37単位 /日	375円	337円	38円
退居時情報提供加算	イ	※入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報の提供を実施	250単位	2,535円	2,281円	254円
若年性認知症利用者受入加算		※若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを実施	120単位 /日	1,216円	1,094円	122円

認知症専門ケア 加算	(Ⅰ)	チームとして専門的な認知症ケアを実施 ・日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上 ・認知症リーダー研修修了者の配置	3単位 /日	30円	27円	3円
口腔衛生管理体制加算	イ	※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言 ・指導を月1回以上行っている	30単位 /月	304円	273円	31円
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	利用開始時と利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態と栄養状態について確認を行う ・BMIが18.5未満 ・1～6か月間で3%以上の体重の減少が認められる人または6か月間で2～3kg以上の体重減少の人等	20単位 6月に一回	202円	181円	21円
高齢者施設感染対策向上加算	(Ⅰ)	・医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制 ・感染症発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応する ・研修または訓練を1年に1回以上参加する	10単位 /月	101円	90円	11円
生産性向上推進体制加算	(Ⅱ)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や改善活動を継続的に行う ・見守り機器等を1つ以上導入 ・事業所年度ごとに1回業務改善の取り組みを報告する	10単位 /月	101円	90円	11円
科学的介護推進体制加算		LIFEによる情報提供とフィードバック情報の活用により、PDCAサイクルを活率させてサービスの質の向上を推進する取組みを評価する加算	40単位 /月	405円	364円	41円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	※介護従事者（看護師・准看護師を除く）の総数いずれかに該当 ・介護福祉士の割合が70%以上の配置 ・勤続年数10年以上の介護福祉士が26%以上の配置	22単位 /日	223円	200円	23円
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	※職場環境と処遇の改善を促進し、職員の定着を図るための加算	加算の金額＝1月利用した基本単位の合計単位 × 処遇改善加算率0.186×地域加算率10.14			

●介護保険の給付の対象とならないサービス

①	食料費	30,000円/月	※月途中の入退所、7日間以上の入院・外泊等の場合、料金は日割り計算し、右の日割金額を適用します。	1,000円/日
②	光熱水費および管理費	23,000円/月		800円/日
③	居室使用料	1,650円/日		
④	サービス提供時に必要となった場合の日用品等の実費			
⑤	退所にあたり、居室の設備、器具等に修繕を要する破損が生じているときは、修繕費に相当する費用			

令和 年 月 日

利用料金に関する説明を行いました。

上記について説明を受けました。

はあとふるマキノ

確認欄

確認欄